

## 湯川村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 3,695	千円 1,691,682	千円 76,875	千円 491,710	% 29.1	% 27.4

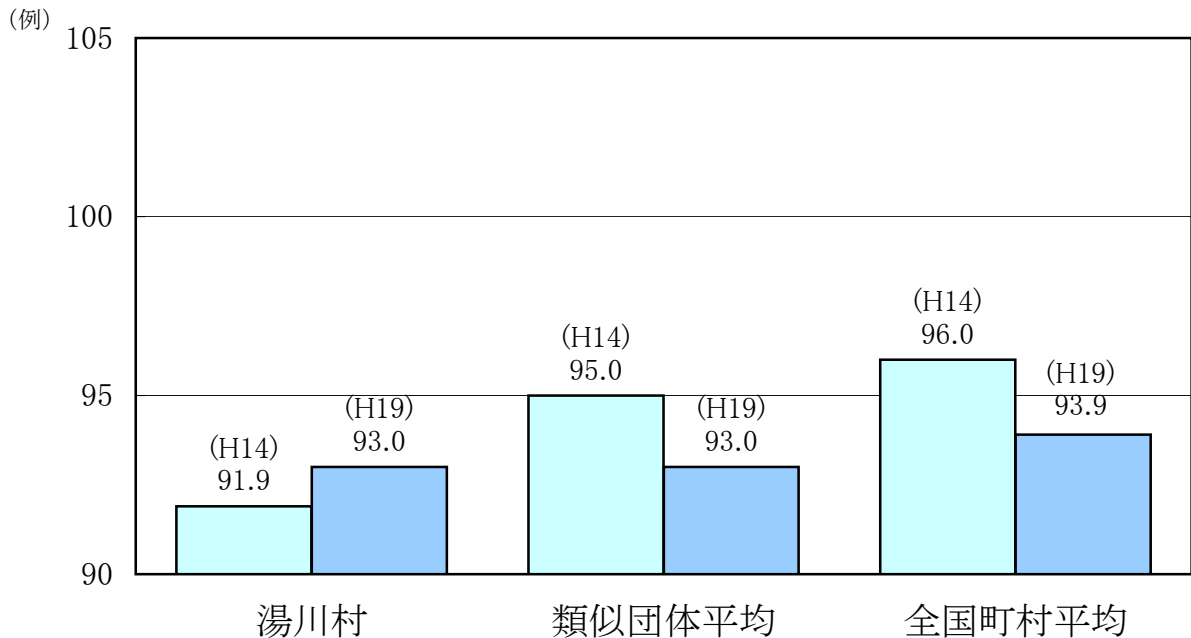
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 50	千円 209,172	千円 28,950	千円 88,410	千円 326,532	千円 6,531	千円 5,697

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項 なし

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	円 395,933	円 394,001	1,932円 0.49%	% 0.49	% 0.49	% 0.35

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
19年度	月 4.45	月 4.40	月 0.05	月 0.05	月 4.45	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (19年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
湯川村	45.1 歳	352,300 円	411,300 円	377,444 円
福島県	43.2 歳	354,800 円	417,032 円	388,852 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	42.7 歳	321,308 円	368,932 円	353,187 円

## ②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
湯川村	49.0 歳	2 人	258,800 円	261,100 円	259,950 円	—	—	—	—
うち学校給食員	49.0 歳	2 人	258,800 円	261,100 円	259,950 円	調理士	41.5 歳	256,800 円	101.7%
福島県	49.5 歳	575 人	367,300 円	410,533 円	392,366 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	— 円	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	48.8 歳	4 人	283,453 円	308,927 円	301,730 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	A/B
湯川村	—	—	—
うち学校給食員	4,318,200 円	3,453,400 円	125.0%

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

## (2) 職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区 分		湯川村	福島県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	151,000 円	151,050 円	—
	中学卒	— 円	135,900 円	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	271,400 円	354,400 円	360,500 円
	高校卒	— 円	276,800 円	277,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	244,900 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

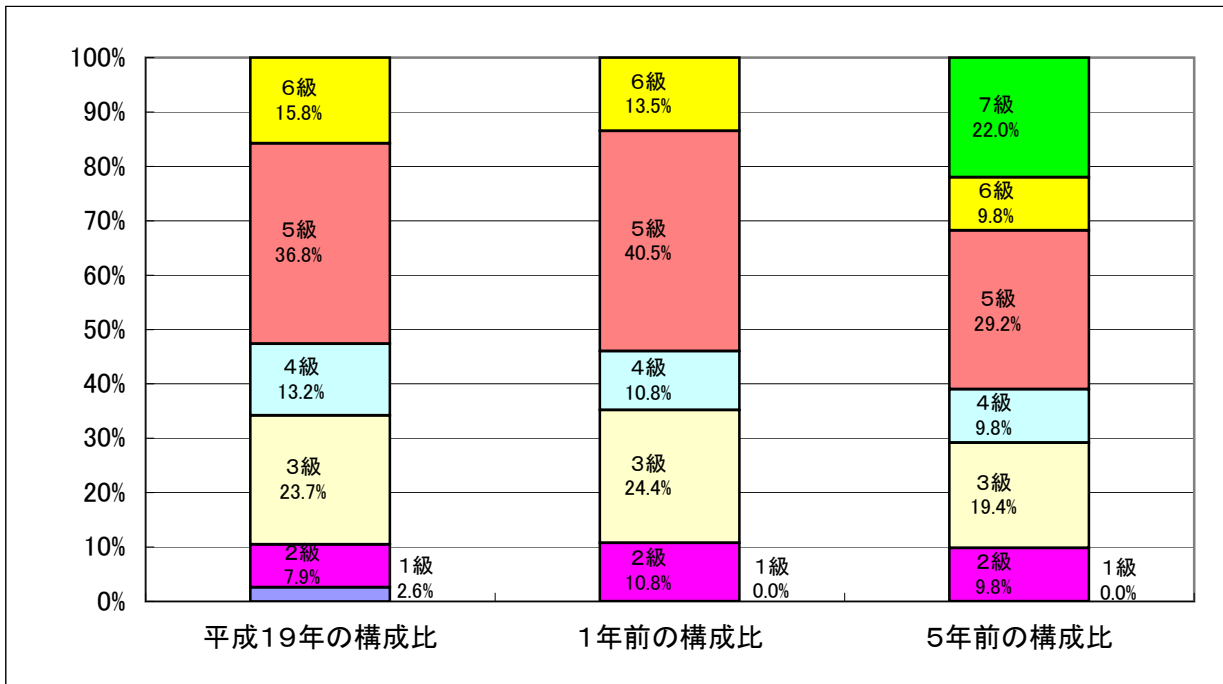
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補、主事、技師	1 人	2.6 %
2 級	主査、技査	3 人	7.9 %
3 級	係長、主査、技査	9 人	23.7 %
4 級	主任主査、主任技査	5 人	13.2 %
5 級	主幹	14 人	36.8 %
6 級	課長	6 人	15.8 %

(注) 1 湯川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

### 1. 勤務成績の評定の実施状況

湯川村職員の給与に関する条例第5条第4項及び、初任給、昇給及び昇給等の基準に関する規則第30条・第31条に基づき、「昇給については監督地位にある者の証明を得て行なう。」こととあるため、毎年1月1日の昇給にあわせて全職員に対しての証明を得て実施。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

湯川村	福島県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,732 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,806 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 ( — )月分 ( — )月分	(18年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 1.55 )月分 ( 0.75 )月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%、管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%、管理職加算10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

実施していない。
----------

### (2) 退職手当（19年4月1日現在）

湯川村	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
(勤続年数に応じて退職年度の定期昇給時に特別昇給あり)	
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	8,154 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	163 千円
支給実績（17年度決算）	8,987 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	176 千円

(4) その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 2人まで(配偶者有) 6,000円 1人(配偶者非扶養) 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 その他 6,000円 特定期間(16歳~22歳)の 加算5,000円	同		5,814 千円	116,280 円
住居手当	(自宅)支給額2,500円新 築・購入後5年間は3,500 円 (貸家)月額9,500円を超え る家賃を支払っている職員 に対し100円~27,000円	同		569 千円	11,380 円
通勤手当	(交通用具使用者) 片道2km以上 2,300円~44,900円 (交通機関利用者) 運賃等相当額が55,000円 以下については運賃等相 当額	異	(交通用具使 用者) 片道2km以 上 2,200円 ~43,900円 (交通機関利 用者) 51,000円ま で全額。 51,000円を 超えた場合、 その超えた 額の2分の1 を51,000円 に加えた額	1,631 千円	32,620 円
管理職手当	課長職以上の職員につい て月額16,800円	異	(俸給の特別 調整額) 1種~5種及 び本省庁課 長補佐に給 料月額8 ~25%	1,044 千円	174,000 円
宿日直手当	勤務1回につき 5,000円	異	勤務1回につ き 4,200円	600 千円	12,000 円

## 5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	617,100 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	( 726,000 円 )	825,000 円 /	435,500 円	
	副 村 長	522,000 円	665,000 円 /	391,300 円
	( 580,000 円 )	— 円 /	— 円	
報 酬	収 入 役	— 円		
	( — 円 )			
	議 長	242,000 円	307,000 円 /	150,000 円
	( — 円 )			
期 末 手 当	副 議 長	200,000 円	251,000 円 /	115,000 円
	( — 円 )			
	議 員	180,000 円	236,000 円 /	97,000 円
	( — 円 )			
退 職 手 当	村 長	(19年度支給割合)		
	副 村 長	3.30	月分	
	収 入 役			
	( — 円 )			
備 考	議 長	(19年度支給割合)		
	副 議 長	3.30	月分	
	議 員			
	( — 円 )			
備 考	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	給料月額×在職年数×0.48	14,217,984 円	任期ごと
	収 入 役	給料月額×在職年数×0.29	7,266,240 円	任期ごと
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

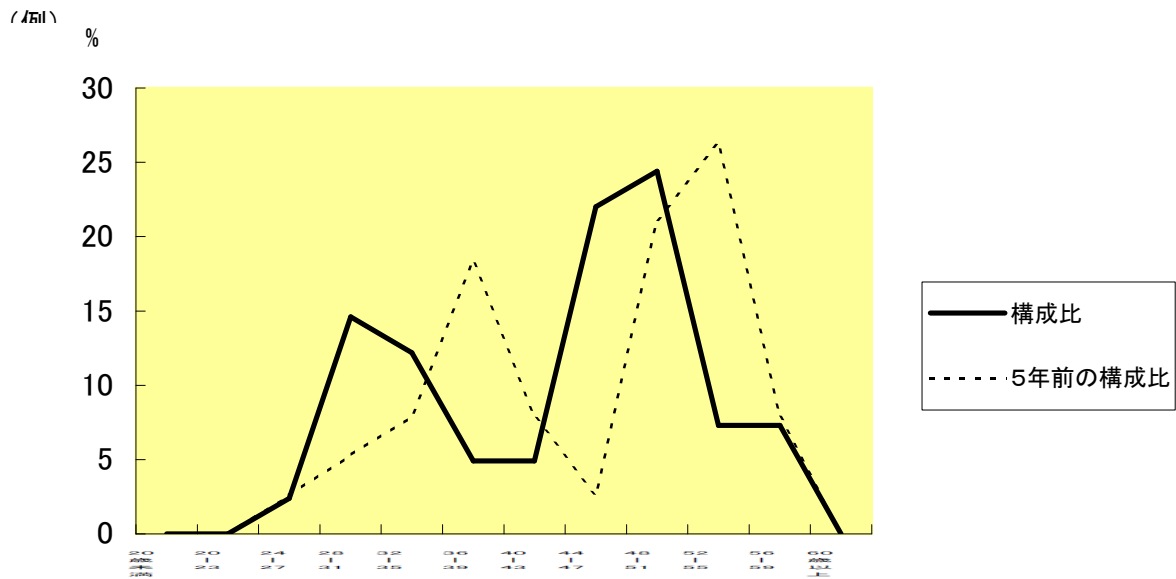
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
普通 会計 部門	議会	1	1		
	総務企画	10	11	1	会計管理者に伴う増
	税務	3	3		
	民生	11	10	△1	機構改革に伴う減
	衛生	4	4		
	労働				
一般 行政 部門	農林水産	5	6	1	業務内容の充実の増
	商工 土木	3	3		
	計				<参考> 人口1万人当たり職員数 97.23 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 163.70 人)
		37	38	1	
	教育部門	13	13		
	消防部門				
	小 計				<参考> 人口1万人当たり職員数 138.02 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 199.92 人)
		13	13		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	1	2	1	業務内容の充実の増
	下水道	2	1	△1	機構改革に伴う減
	国保	2	2		
	介護	1	1		
	小 計				
		6	6		
合 計		56 [ 66 ]	57 [ 66 ]	1 [ - ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 154.26 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	1人	2人	3人	7人	3人	1人	8人	10人	3人	人	38人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
60人	55(教育長含む)人	5人	△8.3%

(参考) 定員適正化計画における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成21年3月31日	54

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		17年	18年	19年	20年	17年～22年	(参考)
部 門		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	数値目標
一般行政	職員数	38	37	38	37	—	35
	増減			1	△1	94.6%	△2
教 育	職員数	15	13	13	13	—	13
	増減					100.0%	
消 防	職員数					—	
	増減					( %)	
公営企業 等 会 計	職員数	7	6	6	6	—	7
	増減					116.7%	1
計	職員数	60	56	57	56	—	55
	増減					98.2%	△1

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。